

法学入門（実務法学）開講予定						
		月	日	曜日	担当	授業内容
第1	講	4	12	金	太田/弁護士	開講にあたって・ガイダンス「弁護士とは」
第2	講	4	15	月	太田	法学入門、末川博「法学を学ぶ意義」「法とは何か」
第3	講	4	19	金	弁護士A	ケースメソッド1
第4	講	4	22	月	太田	ケースメソッド1についての討論
第5	講	4	26	金	太田	法とは何か
第6	講	5	10	金	弁護士A	まとめ
第7	講	5	13	月	太田	法の発展
第8	講	5	17	金	弁護士A	ケースメソッド2
第9	講	5	20	月	太田	ケースメソッド2についての討論
第10	講	5	24	金	弁護士A	まとめ
第11	講	5	27	月	太田	法と裁判
第12	講	5	31	金	弁護士A	模擬裁判とは
第13	講	6	3	月	太田	裁判の基準
第14	講	6	7	金	弁護士B	ガイダンス「
第15	講	6	10	月	太田	裁判とは
前期中間テスト						
第16	講	6	17	月	太田	法の解釈
第17	講	6	21	金	弁護士B	ケースメソッド3
第18	講	6	24	月	太田	ケースメソッド3についての討論
第19	講	6	28	金	弁護士B	まとめ
第20	講	7	1	月	太田	近代国家と憲法
第21	講	7	5	金	弁護士B	ケースメソッド4
第22	講	7	8	月	太田	ケースメソッド4について討論
第23	講	7	12	金	弁護士B	まとめ
第24	講	7	15	月	太田	権力分立
夏期休業						
第25	講	9	9	月	太田	基本的人権
第26	講	9	13	金	弁護士C	ガイダンス「
第27	講	9	20	金	太田	犯罪と刑罰
前期期末テスト						
第28	講	10	4	金	弁護士C	ケースメソッド5
第29	講	10	7	月	太田	ケースメソッド5について討論
第30	講	10	11	金	弁護士C	まとめ
第31	講	10	18	金	弁護士C	ケースメソッド6
第32	講	10	21	月	太田	ケースメソッド6について討論
第33	講	10	25	金	弁護士C	まとめ
第34	講	11	1	金	弁護士D	ガイダンス「
第35	講	11	8	金	弁護士D	ケースメソッド7
第36	講	11	11	月	太田	ケースメソッド7について討論
第37	講	11	15	金	弁護士D	まとめ
第38	講	11	18	月	太田	家族と法
第39	講	11	22	金	弁護士D	ケースメソッド8
後期中間テスト						
第39	講	12	2	月	太田	ケースメソッド8について討論
第40	講	12	6	金	弁護士D	まとめ
第41	講	12	9	月	太田	模擬裁判へ向けて（ワークショップ）
					ブレ模擬裁判	
第42	講	12	13	金	弁護士D	模擬裁判へ向けて（ワークショップ）
第43	講	12	16	月	太田	契約と私たち
冬期休業						
第44	講	1	10	金	太田	財産
第45	講	1	17	金	太田	損害賠償
					模擬裁判	
第46	講	1	20	月	太田	生存と環境
第47	講	1	24	金	太田	労働者の権利
第48	講	1	27	月	太田	国際社会と日本
第49	講	1	31	金	太田	まとめ
後期期末テスト						

「法学入門」(実務法学)の授業をつくり出して

1、学園課題である「法科大学院」設置を付属校として如何に支えるか。

いかにして能力と意欲のある生徒を学部に進学させ、2004年4月に開校される法科大学院に付属校から核となる生徒・学生を入学させるか。また将来法曹3職に就く者をどう中等教育でつくるか。この課題を実現するためには単に高等学校の基礎的な学習に収斂するのみでなく、中等教育機関が独自に新たな教科教育を実践することも必要である。

2、新たな高大一貫教育の実践として

「法科大学院」設置を前提として、付属校としての優位性である高大連携の一貫教育をいかに実践的に高度化するのか。「法科大学院」開校をふまえてこの課題を追求する教育実践として「法学入門」を3年生履修の選択科目として設定した。高校生段階で法学部進学を希望する生徒に法と生活を中心にその考え方を学ぶという実践はおそらく他の大学付属校に見られない先進的なものであろう

3、弁護士会とのコラボレーションとしての実践

この授業では、より実践的実務的なものとするために、近畿弁護士会連合会(大阪弁護士会)の理解の基、現職の4名の弁護士によるケーススタディーに取り組んでいる。学部での学びがより深くなることをめざし法理論の前提となる事案での事実認定の判断のされ方を学んでいる。また、弁護士会や地方裁判所の協力の基に裁判傍聴の実習を取り入れ、より具体的に法律を学ぶ場を設定している。

4、学習活動の中での生徒の満足度

この間の定期試験では担当弁護士と協力して作問した試験で平均70点であったことは、かなり意欲的に生徒が取り組んでいることのあらわれである。また、ケースごとのレポートについても担当弁護士がコメントをつけて担当教員が評価し返却している。高い完成度を持ったレポートのなっているということでは弁護士・教員の一致した評価である。また、確定した数字ではないが、法律学特修コース進学希望者も昨年を大きく上向っている。このことから生徒の満足度はかなり高いと言える。

5、模擬裁判の高度化

昨年まではシナリオのある模擬裁判を実践してきた。本年度は公判資料のみによって裁判を組み立て生徒の手で起訴状から判決までの書面を準備する模擬裁判に実践に取り組む予定である。

講義概要

講師A 木村弁護士

- 1、開講にあたって
- 2、ガイダンス「弁護士という仕事」
- 3、ケースメソッド1 「一般民事事件から」
- 4、ケースメソッド1の討論学習をうけてのまとめ
- 5、ケースメソッド2 「人権 生徒と人権」
- 6、ケースメソッド2の討論学習をうけてのまとめ
- 7、模擬裁判とは

講師B 筈井弁護士

- 1、ガイダンス「女性弁護士として」
- 2、ケースメソッド3 「家事 DV 事件から」
- 3、ケースメソッド3の討論学習をうけてのまとめ
- 4、ケースメソッド4 「家事 相続問題から」
- 5、ケースメソッド4の討論学習をうけてのまとめ

講師C 本間弁護士

- 1、ガイダンス「弁護士の日」
- 2、ケースメソッド5 「商事事件から」
- 3、ケースメソッド5の討論学習をうけてのまとめ
- 4、ケースメソッド6 「刑事少年事件から」
- 5、ケースメソッド6の討論学習をうけてのまとめ

講師D 下川弁護士

- 1、ガイダンス「真実を見つけるためには」
- 2、ケースメソッド7 「損害賠償 命の値段」
- 3、ケースメソッド7の討論学習をうけてのまとめ
- 4、ケースメソッド8 「多重債務事件から」
- 5、ケースメソッド8の討論学習をうけてのまとめ
- 6、模擬裁判ワークショップ

法学入門（実務法学）講義概要

1、講義内容・テーマ

この講座は、近畿弁護士会連合会の協力のもと週2回のうち1回を弁護士によるケーススタディーを中心とした授業、もう一回を本校教員による法学の基礎的素養を学ぶ講義とし、身近なところに生きている法を具体的な事例を通じてとらえ直しながら、学ぶ授業である。市民の基本的人権を守り人類の福祉と平和に貢献することが法学の目的である。この講義を通じてこのような法学の素養を養い、大学での学習につなげていってもらいたい。

- ① できり限り実際の事件を題材に講義がおこなわれ、実社会に生起する法的問題に対して法的なものの考え方で考察する力を養う。
- ② 2時間のうち1時間は弁護士によるケーススタディーの授業と討論とする。
- ③ 法の支配や人権、物権と債権との区別などの象徴的基本的概念、訴訟手続については具体的な事件を素材として、帰納的に学びつつ、テキストを使った講義でさらに深める。
- ④ ケーススタディーの演習にあたっては、討論・発表、模擬尋問などでその内容をふかめる。
- ⑤ 定期テスト（年間4回）とレポート（年間10回）により評価される。

2、スケジュール

別紙

3、テキスト

法学入門	末川博編	有斐閣双書
六法		

4、参考文献（必読文献）

法とは何か	渡辺洋三	岩波新書
日本社会と法	渡辺洋三	岩波新書
家族をめぐる法の常識	二宮周平	講談社現代新書
陪審法廷を考える	丸田隆	中公新書

1. 項目

I. 責任と権利

ユニット1、責任と権利はなぜ大切なのでしょう。

レッスン1 責任とはなんなのでしょう。

わたしの一日の生活でどんな権利と責任があるのでしょうか？

レッスン1—2 権利とはなんなのでしょう。

レッスン2 なぜ責任を果たすことが必要なのでしょう。

レッスン2—2 権利を主張することはなぜ民主主義社会にとって大切なのでしょう。

ユニット2、責任を果たすことが社会にとってまた個人にとって必要なのでしょう。

レッスン3 責任を果たすことで社会や個人はどのような利益がもたらされるのでしょうか。

レッスン4 あなたが責任を果たすことを決断する時はどのような基準で判断するのでしょうか。

レッスン5 新しい責任を果たすことを決断する時の基準を考えてみよう。

ユニット3、集団や個人の果たすべき責任と権利がぶつかる時、どのように調整されるのかを考えてみよう。

レッスン6 権利と権利がぶつかる時とはどんな時でしょう。

レッスン7 わたしたちはぶつかりあう責任と権利をどのように選択しているのでしょうか。

ユニット4、だれが責任を果たすのか。

レッスン8 だれが責任を果たすべきでしょう。

レッスン9 どのような考え方で、責任を果たすべき人を決定するのでしょうか。

レッスン10 この事故は、だれに責任があるのでしょうか。

II. 公正 みんなが納得できるルールをつくってみよう

ユニット1、公正とはなにかを考えてみよう。

レッスン1 公正な権力と公正でない権力の違いを考えてみよう。

レッスン2 公正とはどのような基準で決まるのでしょうか。

レッスン3 公正であることがなぜ必要なのでしょう。

レッスン4 あなたの地域に24時間営業のコンビニエンスストアができることになりました。開店に賛成の人も反対の人もいます。公正な方法で解決してみましょう。

レッスン5 学級委員を選んでみよう

ユニット2、公平なルールとはどのようにしてつくられるのでしょうか。

レッスン6 ルールや法律を評価してみよう。

レッスン7 新しい法律をつくろう。

ユニット3、公平なルールは、社会にどのような効果を生むのでしょうか。

レッスン8 市のすべての路上、歩道、駐車場でスケートボードを行うことを禁止するという条例案をつくろう。

Ⅲ、正義 正こととは何でしょうか？

ユニット1 正義とはなんですか。

ユニット2 正義によって不正を公正に判断することができます。

ユニット3 正義によって不正や侵害を防ぐことができます

ユニット4 正義はどのような手続によって実現するのでしょうか。

Ⅳ、良識 民主社会の良識ある市民としてどのようなことは大切でしょうか？

ユニット1 良識とはなんですか。

ユニット2 良識はどのようにしてつくられるのでしょうか。

ユニット3 良識によって人々の生活は快適になるのでしょうか。

ユニット4 交通事故でおとうさんが死んでしまいました。わたしたちの家族には？

ユニット5 わたしたちの隣の県で大きな「震災」が occurred。支援する方法を考えよう？

2、学習の柱

1、責任

① 責任権利とはなんですか。

② 責任と権利は何に由来しているのでしょうか。

③ 責任を果たすことがなぜ重要なのでしょうか。

④ 責任を果たさないと社会や集団にどのようなことがおこるのでしょうか。

ユニット1 責任とは何か。それは何に由来しているのかをここでは学びます。

レッスン1 責任とはなんですか。

レッスン2 責任を果たすことがなぜ重要なのかを学びます。

ユニット2 責任を果たした時、果たさなかった時、どんなことがおこるのかを学びます。

レッスン3 責任を果たすことで社会や個人はどのような利益がもたらされるのでしょうか。

レッスン4 あなたが責任を果たすことを決断する時はどのような基準で判断するのでしょうか。その判断の方法を学びます。

レッスン5 新しい責任を果たすことを決断する時の基準を考えてみよう。

ユニット3、集団や個人の果たすべき責任がぶつかる時、どのように調整されるのかを考えてみよう。

レッスン6 責任と責任がぶつかる時とはどんな時でしょうか。

レッスン7 わたしたちはぶつかりあう責任をどのように選択しているのでしょうか。

ユニット4、だれが責任を果たすのか。

レッスン8 だれが責任を果たすべきでしょうか。

レッスン9 どのような考え方で、責任を果たすべき人を決定するのでしょうか。

レッスン10 この事故は、だれに責任があるのでしょうか。

答弁書

宇治市広野町八軒屋谷33番1

弁護士

7 組 番

(1) 本件訴状について次の点を争う

- ① C、D、Eは無理矢理部屋へ入った。
- ② D、Eは立腹し、Aに向かって吸っていたタバコを投げつける、サランラップでたたき、枕で腹を殴るなどといった暴行を加えた。
- ③ AはCにタイマンを持ちかけられた。
- ④ Aはタイマンを同意せざるを得なかった。
- ⑤ CがAを攻撃した事でタイマンは再び開始された。
- ⑥ DはAの顔を拳骨で殴った。

(2) 理由

- ・ これは無理矢理ではなく、Aの同意のもとで家に上げている。住居侵入罪は不成立とされている。
- ・ Dは、CがAからいじめられていることを知っており、Cの肩をもつことは明らかである。AがFとの関係についてAが口虚を付したり、自分から正直に話をしようとしなかったからである。
- ・ AがFとの関係をもったことは事実なのにAは素直に認めようとしなかったからである。Cは、Aが正直に話した上で「謝ってくれれば」、怒りや悲しみが少しは収まるという気持ちがあったことから、Aが「謝らなければ」、Cはタイマンをする気がなかった。Cに口虚をついたことが原因で、最終的な決着手段としてAが自らタイマンを選んだ。
- ・ タイマンをしたのは、強要ではない。部屋を片付けて帰ったことから友達関係であることが分かる。それに、AはCをいじめていたし、大柄で体格・イボカでは、Cより勝っていることは明らかで有利だった。これより、Aは勝つ自信があるから同意したのであり、嫌ならきっぱりと断れたはずである。
- ・ Aが反省のいりを見せないの、このままタイマンを終らすわけにはいかなかった。CはAにどうしても謝らなければならなかったためである。
- ・ B、DはCがAに倒されて馬乗りにされ一方的に殴られている様子を見て余りにもかわいそうだと思ったので、Bは大声で止めに入ったのにもかかわらずAは殴るのをやめなかったことから、Dが拳骨で殴ってタイマンを止めるしかなかったからである。

以上より、AがケガをしたのはA自身に原因がある。

答弁書

宇治市広野町八軒屋谷33番1

弁護士

4組 〇番 [REDACTED]

(1) 本件訴状について次の点を争う

① Aの責任について

② 向こうが争おうとしている点の予想

(2) 理由

- ① (3)、(7)、(9)より AはCの彼氏であるFと関係を持ち、このことが原因でCとFは別れることになった。この時点ではCはAが正直に話した上で謝罪すれば許そうとしていた。しかしAはCが自宅に入り話をすることを拒否し、家に入ることを許した後も、Cの追及に対し、自分のしたことを認めず、2時間の話し合いの末、Fとの関係は認めたがCに謝罪する様子が全くなかった。
→ Aが「タイムン」をする原因をつくる。
- (1)、(9)より Aが「大柄」でCが「小柄」なことから体格・体力は明らかにCが劣っており、一方的にCがやられることが予想できたのにも関わらず、タイムンに同意した。
→ Aから自主的に話し合いで解決すべきだった。
- (10)より AはCを仰向けに倒し、馬乗りになった上、顔等を殴った。その際、Cは顔が痛く、息も苦しかった。
→ タイマンとはいえ、AはCに対し考えて行動すべきであった。
- (12)より Cは30分から1時間、殆ど一方的にAに殴られていた。それに対し、Bが止めに入った。しかし、Aは無視し、殴り続け、Dが止め、タイムンが終わった。
→ 体の状態はCの方が重体であり、CがAに賠償金を払う必要はない。
AとC、共に相手に謝罪している。
→ この時点で解決している。
- ② (6)より AはCたちが家に入ることを拒んだ。
→ AはCのことをいじめていた事実があり、なお且つ体格差からCが強引にAの家に入ることはない。
- (8)より Dが「Aにタバコを投げつけたり、サランラップで頭を叩いた行為」について
→ タバコはあたらなかったし、あたらたとしても傷をすることはない。
サランラップについては、Aがすやに話せば叩くこともなく、Aにも非がある。
Dのタバコの喫煙についてはAにも本件にも関係のないことである。
- (9)より Aが「タイムン」を拒否した。
→ AとCの体格差により、負けることはないことが分っていた。なお且つD、Eは何もしておらず、AはCをいじめていた過去があり、拒否しようとすればできた。
- (10)より Cの「P子」によりAが「鼻血」を出した。
→ Cは刃物などの武器を使っていない。素手によってできた傷なので、血がでているからといって特別な行為とみる必要はない。
- (12)より Dが「Aを殴った行為」について
→ Dが「Aを殴ったのは、タイムンを終わらすためであり、Aがすぐ殴ることをやめるべきだった。」
- (14)より CがAの携帯を壊した行為に45で (請求のうちわけ除外で本件とは関係ない)
→ Cは推業が認められたとのため、Aへの請求は除外される。

判決

広野地方裁判所

判事

9組 番

(1) 主文

被告人に対して、損害賠償 30 万円での和解を求める。

C、D、E でそれぞれ 10 万円ずつ支払うものとする。

(2) 理由

原告 A と被告人 C、D、E との相互相殺される部分が多数あり、それぞれを考慮して計算した所、アルバイトをしている A に対しての休業損害のみ認められるものと考えられる。その部分を挙げてみる。A と F が関係を持っていたことに対しては、法的には問題が、しかしに道徳的に見ると、人間としておさわらびなり行為である。

C、D、E の住居侵入罪は立件せずとなっている。

次に、D、E の A に対しての 2 時間における暴行だが、これは危険な行為とする。タバコは当たっていないが、問題はそこではなく、火気物を人に向かって投げつけるという行為が大変危険である。しかし、2 時間ずっと暴行を受けつづけたとは考えにくい。

A は普段から C をいじめていた。体格も大柄で、小柄な C に対しては大変有理であると考えられる。本当にタイコンをしてくるのなら断れなかった状況にあったとは思えない。いかに友好とは言え、A にとって D、E はもとより敵対しているわけでもなく、恐れる理由もない。最終的に自分の意志、責任の下にタイコンを選択した A と、正当な手段で解決しようとしていた C には明らかな成立している。「タイコンという暴力解を選んだ C」という意見もあるが、それは違う。突然殴りがかかったわけでもなく、お互いに納得し、意志表示もし、ルールも決まっている。きちんと 2 人の問題を 2 人だけで解決しようとしていたのだ。

次に訴状から、「これは先程の...と考えると相違ない」とあるが(1)行目、この精神的苦痛は、A が F との関係と認められたにもかかわらず、謝ってもらえない、2 時間も、この精神的苦痛の方が大きいはずである。しかも、A が受けたのは、D、E とは仲が悪くわけではないので、肉体的苦痛の方が大きいはず。とは言っても「一方的に被害を受けているのが A だ」ということは明らかで、その点はおかしい。その行為上にも「一方的に殴られる C」と書かれているのに、また A だけが一方的な被害にあっているという表現は矛盾している。

また、A を拳骨で殴った D だが、最初口を止めている。命に関わるかもしれないと判断し、言う事を聞かない A を無理無理止めさせたと考えれば、これも D が一方的に悪いということにはならない。最初にタイコンを投じた A が、危険な状況になっても殴り続けたということも、A が自らタイコンを選んだ理由に相当する。

A にとってこの深い傷はいつまでも心に残り、忘れられない。嫌な記憶となるであろうが、C にとっても同じである。C も十分けがしているものと思われるし、入院も必要になる可能性がある。

以上から、A の訴状には、請求理由には、相殺される部分が多数あり、相当減額される。最後にはお互いに謝り、部屋の片付けをしているということからも、アルバイトをしている A に、突然の全く予期していない休業の為の損害のみ、30 万円を、C、D、E の 3 人で 10 万円ずつ支払うものとして和解を願う。

以上

判決

広野地方裁判所

判事

9組 番

(1) 主文

損害賠償は260万円を減額して70万円とし、その内訳についてはCが40万円、Dが20万円、Eが10万円とする。

(2) 理由

まず「C・D・EがAにFとの関係の真偽を問うためにいきなり家に押かけ無理矢理部屋に入った」という原告側の主張について、事前や現場での共謀が一切なく、実力行使もなされたため、検察はこれを見送っていることから住居侵入罪は不成立となり、これは主張できない。

次に、AがFとの関係を話そうとしなかったためD・Eは立腹し、Aに向かって「タバコを投げつける(あたっていない)」⇒D、「サランラップで頭を叩く」⇒D、「秘でお腹を叩く」⇒E、等の行為を行ったことについて、これらの行動は明らかにCに積極的に加担していることからAに対する傷害罪また傷害未遂罪に匹敵する。よって、これを訴える原告側の主張は認められる。

そして「Cにタイマンを持ちかけられ、先程の手荒な暴行により精神的苦痛を与えられていた事や、その立場上、最終的にそれに同意せざるを得なかった」という原告側の主張について、「Aは常にCをいじめていたこと」「元々はAがFとの関係によりCに多大な精神的苦痛を与えていたこと」「A自身、最終的な手段としてタイマンを送ったこと」等を考慮し、原告側のこの主張は認められない。

また、このAとCのタイマンについてだが、「このタイマンはCから持ちかけたものであること」「Aは大柄・Cは小柄であったこと」等の事実から、ここまでのタイマンに関しては、どちらに非があるとは言いきれない。しかし、「Aの鼻血によりタイマンを中断したにも関わらず、不意にCがAを攻撃し、タイマンが再開されたこと」「タイマンという1:1の条件から逸脱し、DがCに加担したこと」また「その殴り方が拳骨という非常に危険な殴り方だったこと」を考慮すると、暴力によって物事を解決しようとしたC・Dの責任は大きい。

そして、被告側の「最後に部屋をみんな背がけしていることから、この時点でも友情は継続している」という主張について、これは認められない。D・Eも暴行に加担しており、この時点でAとD・Eの信頼関係は崩壊しており、AとC・D・Eの友情関係が未だ成立しているとは考えられない。よってこの主張(被告側)は退けられる。

Cが物事の決着手段として暴力という手段を選んでいることや、AとCとの話し合いに故意でなくともD・Eに加担させたことに対するCの責任は大きく、またCに加担したD・Eの責任も大きい。しかし、この一連の事件の発端は、AとFの関係を持ち、それについてCに多大な精神的苦痛を負わせたことである事なども考慮すると、事件は原告・被告の両方に非があると考えられる。よって本来原告側が主張していた損害賠償請求額260万円を減額し70万円とし、この事件から見ると、それぞれに当たると考えられるCが40万円、Dが20万円、Eが10万円を損害賠償として認める。

訴状

宇治市広野町八軒屋谷33番1

弁護士

もとめ

11組 3番

(1) 被告人に対して 損害賠償260万円の支払いを訴える。

(2) 訴えの理由

C、D、Eは2003年5月8日木曜日午後10時30分、宇治市広野町八軒屋谷ひまわりハイツ33号室において、Aが作業がらんでいるにも関わらず、押し問答のすえ、Aのマンションに押し入った。そしてAにCの彼氏Fと関係を持ったということも2時間ほどのやりとりの後、自状させた。その際Dは未成年にも関わらず吸っていたタバコをAに投げつけたり、サランラップでAの頭を叩いたりし、Eは枕でAのお腹を叩いたりし、積極的にCに協力した。CはAがFとの関係を認めたにも関わらず、謝ってもらっていないという理由で、Aにタイマンしようと迫った。Aは最初のうちは断っていたが、1対3という不利な立場であり、最終的にはタイマンに同意した。タイマンが始まり、しばらく2人は殴りあったが、CのパンチがAにあたり、Aが鼻血を出したことから殴り合いを止めた。しかし、Aに殴られて腹を立てていたCは、Aの顔を再び殴り、一方的にタイマンを再開させた。殴り合いが30分から1時間ほど続いた後、形勢的に不利になっていたCを助けようとDがAの顔を拳骨で殴り、タイマンは終了した。その結果Aは顔や体にケガをし、病院に通い、アルバイトを休まねばならなかった。以上のことからAの入通院費用、入通院交通費、診断書代、休業損害、慰謝料、弁護士費用あわせて260万円をC、D、Eとその両親に請求する。

訴状

宇治市広野町八軒屋谷33番1

弁護士

4組 番

(1) 被告人に対して 損害賠償260万円の支払いを訴える。

(2) 訴えの理由

- 一、被告EはA子の家で、ここに話す気配のないA子に対して、話すようにうながすための、お腹を横からマクラで水平に叩くという行為はかなり行きすぎたものと思われる。
- 二、被告DはA子宅で吸っていたタバコをAに投げつけたりラッパで頭を叩いたりした。タバコに対しては立派な傷害未遂である。また、A子の家かどのタバコで汚れた。ラッパに対しては、これは行きすぎた行為であるとともに、ラッパはAの物なので、Dは人の家の中を物色したことになる。
- 三、被告DはA子宅で吸っていたタバコをAに投げつけたが、Dは未成年であるにも関わらず喫煙していたことにより未成年喫煙法に値する。
- 四、被告Cは、Aの部屋にあったAの携帯電話にFの電話番号が登録されているのを発見し、その携帯を壊しているか、どうやって発見したのか。Aが見せたのならともかく、Cが勝手に見たということも十分にありえる。
- 五、被告CがAの家で、Fとの問題を暴力で解決しようとした時、被告D、Eは止めに入らなかった。また、その上、タイムンが始まって30~1時間、Cが一方的に不利になるまで何もせずに見ていた。このような行いをしたDとEには重い責任があると考えられる。
- 六、被告D、EはAとFとCの問題にはあまり関係があるとは思えず、これにもかかわらずAに対する暴力行為はすべて行きすぎたものである。→ 集団暴行罪
- 七、被告Dがタイムンを止めるために、Aの顔を拳骨で投じた。また、^{した}の上Aの頭をずり落ちるまで押しつけた。これは明らかにAに対する暴行である。→ 傷害罪
また、Aは女性であり、女性の顔を傷つけるというのは重い責任がある。
→ タイマンを止めるならば他にも手段はあったはず。
- 八、被告CからAの顔を殴ってタイムンを再開させた。この行為は、先程とちがってAの同意の上ではない。
Cが一方的に始めたものである。また、後半のタイムンに対するAの行為は自らの身を当てたに付田のないうと考へる。

今回の授業で扱った事件の概要

少女 A (17才) 中学卒業後アルバイトをしながら親から独立しマンションでひとり暮らしをしている。中学時代には、後輩をいじめたりしたため煙たがられていた。中学校の2年後輩 C を常々「態度が生意気」「服装が派手」等といじめていた。A は大柄だが C は小柄であるため A が一方的にいじめていた。ところがひよんなことから、最近 C の彼氏 F (17才) と男女関係を持った。

そのことをアルバイト先の友人 B (17才) に話したところ B はそのことを C (15才) に、「A が F と関係をもったらしい」と告げた。C は F に問い質したところ、F はしぶしぶ認め、これがもとで C と F は別れることになった。

一方で、C は、A には彼氏がいるにも関わらず F と関係を持ったことで、同じ女として許せない気持ちで一杯になったが、A が F と関係を持ったことを正直に話した上で謝ってくれば、怒りや悲しみが少しは収まる、という気持ちを持っていた。

ある夜 CD (17才) E (17才) が D の家で遊んでいたが、あとで C は B と「後で B の家に遊びに行く」という約束をしていた。その時、B は、自宅の向かい側にある A のマンションに遊びに行っていた。B が A のマンションにいることを知った C は、この機会に B に F との関係の真偽を問い質して謝ってもらおうと決意し、A のマンションに向かった。C が A のマンションに着くと、B が A のマンションにいた。

しかし A は C を自宅にあげようとせず、玄関で押し問答となった。そうするうちに、DE も A のマンションにやってきて、結局 A は CDE を家に上げた。

F との関係を問い質した C に対して、A は F との関係をなかなか認めようとしなかった。周囲で見ていた DEF は立腹し、D は吸っていたタバコを A に投げつけたり (あたらなかった) サランラップで頭を叩いたりした。E は A が枕を抱いて話をしていたことから「ちゃんと話しいや」と言って枕を取り上げ、取り上げた枕で「はよ言いや」といいながら A のお腹を横から水平に叩いた。

2時間ほどのやりとりの後、A は F と関係を持ったことを認めたものの、C に謝る様子は全くなかった。C の怒りが爆発し1対1で喧嘩「タイマン」してでも謝ってもらいたい」と、A にと持ちかけた。体格・体力では A が勝っていることは明らかだった。A はしばらく「したくない」と渋っていたが、最終的に同意した。その時には、DE は何も述べずただ見守っていた。

A と C は向き合って同時にお互いの顔を殴り合った。その後直ぐ2人とも立ち上がって殴り合いが始まった。しかし体力や体格の劣っている C はすぐに仰向けに倒され、A に馬乗りされ、顔等を殴られた。C は顔が痛く息も苦しいので、馬乗りされたまま A の太ももをつねったり噛んだりした。その後も A と C は互いに馬乗りになったり乗られたりしながら殴り合いの喧嘩をしたが、途中で C のパンチが A の鼻にあたり、A が鼻血を出したので、

一時喧嘩はを中断した。

CはAより体が小さく力がなかったので殴られる方が多かったが、それで余計に腹が立ち、このままでは悔しいと思い、CからAの顔を殴って再開し、互いに顔や体や足を殴ったり蹴ったりした。

殴り合いを始めて30分から1時間程経った頃、CがAに倒されて馬乗りされ、殆ど一方的に殴られている様子が余りにもかわいそうだと思ったBは、大声で「もうええやん」「このままやったらCがやばいで」と止めに入った。しかしAは殴るのをやめなかった。そこでDがAに近づいてAの顔を拳骨で殴り、Aの頭を押しつけ、Cの上に馬乗りになっていたAはCからずり落ち、喧嘩が終わった。AはCに「ごめんな」と謝り、CもAに「ごめんな」と謝った。

その後、Cが「手が痛い、手が痛い」というので、EはBに「水を汲んできて」と頼み、Eはその水をCの手のあたりにかけてやった。CはAの部屋にあった携帯電話（既に解約され使われていないもの）にFの電話番号が登録されているのを発見し、Aの了解を得て、その携帯電話を二つ折りにして壊した。

AとCは「顔が腫れていて、家に帰れない」等と話したのち、皆で、散らかっていたAの室内を片づけてから、BCDEはAの家を出た

訴えの内容

- ・ Aが原告となり、CDE及びそれぞれの父母を被告として（被告は合計9名）損害賠償請求訴訟を提起した。
- ・ Aの請求額は合計約260万円。内容は入通院費用、入通院交通費、診断書代、休業損害（入院によりアルバイトに行けなかった期間のアルバイト代）、慰謝料、弁護士費用。

市民の法の支配への信頼と理解の確立（弁護士及び教師の果たす役割）

メイベル・マッキニー・ブロウニング

ABA（米国法曹協会）公教育部部長

- I. はじめに
 - ・なぜ法教育？
 - ・市民の司法制度についての認識に関する調査

- II. ABAの法教育活動の歴史
 - ・1920年代：進歩主義的教育運動－憲法および権利章典についての教育
 - ・1960年代：権利章典についての教育
 - ・1970年代－アメリカの学校における法教育運動の高まり
 - ・1980年代－法教育プログラムの強化と制度化
 - ・1990年代－法教育プログラムの持続
 - ・法教育に関するABA代表者会議決議

- III. 州および地元の弁護士会と法教育プログラム
 - ・弁護士会の法教育への取り組みの現状
 - ・弁護士会が実施している各種プログラム（「法の日」、模擬裁判、弁護士の講師派遣、裁判所ツアー、プロダクト（成果）、仲間同士による仲裁および紛争解決、教師会議など）
 - ・プログラム実施のための様々な組織構成

- IV. ABA公教育部
 - ・信念、使命、ゴール
 - ・資金
 - ・構成－スタッフ/会員
 - ・現プログラムの紹介（自由の対話{Dialogue on Freedom}、ユースコート、教師用雑誌の発行、危機の際の法と自由についての会話、ウェブサイト、オンラインニュースサミットなど）

- V. 今後の展開
 - ・弁護士への提言
 - ・新たなプログラムの共同開発
 - ・市民教育における全国的なイニシアティブ

法の支配への市民の信頼と理解の確立（弁護士・教師の果たすべき役割）
日本弁護士連合会「市民のための法教育シンポジウム 2003」に寄せて
（要約）

Dr. メイベル・マッキニー・ブrowning
ABA（米国法曹協会）公教育部部長

I. 民主主義における司法制度は、市民の参加と権力の維持に対する市民の支持に影響を受ける公的制度であり、立憲民主主義においては、司法制度の実効性、さらにはその生き残りは、市民の理解、信頼および信任に大きく依存している。

米国法曹協会（ABA）会長フィリップ・アンダーソンの要請により、市民のアメリカ司法制度についての認識に関する全国調査が行われた。1999年2月に出された調査結果によると、回答者の80%以上が、問題は抱えているものの司法制度への強い支持を示し、アメリカ司法制度が世界でも最高であると考えていることがわかった。

調査から得られた結果によると、司法制度についての知識を多く有している人ほど、司法制度全体に高い信頼を置いていることが分かった。弁護士および裁判官には、市民が法、司法制度に対して理解を深めることを促進する義務がある。極端に言えば、市民から理解も信頼もされなくなったら、司法制度は終わりだろう。

ABA共催の司法の独立と市民の司法制度の理解と認識に関する第2回全国会議後に出された1999年4月の報告書においても、「市民の知識に根付いていない信頼は、自治の制度に長期的な支援を提供するには薄弱すぎる」と強調している。¹

また、この調査によって判明した最も重要な事項の一つに、一般大衆が法律専門家に信頼感を抱いていないというものがある。

その要因としては、ニュースなどで弁護士や法律問題について否定的なあるいは誤った報道がされること、また、脚光を浴びた事件や法律ものドラマなどが盛んにマスメディアで採りあげられ、法および法関連問題についての報道が普及していることが挙げられるだろう。

さらには、インターネットのような新しい情報技術の発展は、誤った情報や誤解を拡散させる可能性を増幅させることとなった。そのような現状の中で、法、法律家そして司法制度について、人々が正確で信頼しうる、バランスのとれた情報源を見つけるには、何らかの手引きが必要である。

分別あるメディアと学校教育はもちろん重要な役割を果たすこととなるが、法曹界もその一翼を担うべきである。また、なるべく早い学年から法教育を受けるようにすることが、知識ある市民を育成するという、最終目的の達成に有効なのである。

II. ABAは立憲民主主義の中での教育を受けた市民の重要性を認識し、長い間、法と法制度に関する公教育の取り組みを支援してきた。1920年代にはアメリカ合衆国憲法と権利章典の教えに関する委員会を設置。1958年にチャールズ・ライネABA会長がアイゼンハウワー大統領に Law Day の設立を陳情し、毎年5月1日は Law Day として祝われて

1 Marshall Jr., D. P. et al., *Symposia Report Prepared in Advance of National Conference on Public Trust and Confidence in the Justice System*, American Bar Association Symposia Taskforce, April 29, 1999, p.6.

おり、ABAは議会の要請により Law Dayの全国調整役を務めている。1963年の社会学全国協議会年次総会で、故ウィリアム・ブレナン最高裁判所陪席判事は市民的自由の教育の範囲を模擬裁判やその他の法関連要素にも拡大するよう教育者に呼びかけ、それがアメリカでの法教育運動の発展へと導いたのである。ウォーターゲート事件で当時のニクソン大統領を辞職に追いやったレオン・ジョウォルスキー元判事が1970年にABA会長に就任し、法教育運動に注力し、ABA市民のための青年教育に関する特別委員会を設置した。法教育への取り組みは弁護士会や学校単位ですでに始まっており、早期の運動のリーダーシップは弁護士会が取っていた。

1981年、ABA理事会は「アメリカの司法制度が実効性を有するには、市民がその目的と機能を十分に理解する必要がある。ABAはそういった理解を育成する公教育プログラムの作成と実施を奨励する。」と述べ、市民の法に関する公教育を率先して担当する公教育部を設立した。ABAの政策立案機関であるABA代表者会議は、これまでに法関連および市民教育を支援する数々の決議を採択してきた。前述の調査を受けて2000年2月に非常に重要な決議が採択された。「米国法曹協会は、各弁護士は、法の支配とアメリカ法制度に対する市民の理解と信頼を高めるといふ基本的かつ専門的な責務を有することを考慮し、決議した」。アラン・タネンバウム公教育に関する常任委員会前会長は「（公教育を通じて司法制度の信頼と信任を育成するという）取り組みには、法および司法界と私たちを代表する専門組織の完全な支援が必要である。」と述べ、この決議を支持した。

III. 全国で多くの弁護士会および裁判所が、市民の法と法制度への理解促進を目的とした革新的かつ包括的な法教育プログラムを積極的に実施しており、教育者や市民グループとも協力している。2001～2002年にABA公教育部は、各弁護士会の法教育プログラムへの取り組みについて調査した。アメリカには55の州の弁護士会と300の郡および地元の弁護士会があり、最も多く行われている法教育プログラムは模擬裁判の76%、次にLaw Dayの74%、Lawyer-the-Classroomプログラムが48%だった。

弁護士会が実施しているプログラムの一例を以下に記す：

- 模擬裁判：ミネソタ州弁護士会とミネソタ法教育が全国の44代表チームを招き、全国高校模擬裁判チャンピオン大会を開催。イリノイ州弁護士会法教育委員会は模擬裁判および教師向けの模擬裁判教材を提供。
- Law Day：バージニア州弁護士会訴訟部門は高校生向けのエッセーコンテストを主催。
- Lawyers in the Classroom：カンザス弁護士会は、カンザス弁護士財団の資金援助を受け、衛生生中継や双方向テレビなど様々なメディアを活用して学校および利益団体向けのU.S. Supreme Court in Reviewをコーディネート。
- Conversations on Law and Liberty in Times of Crisis：ABA公教育部が9月11日のテロを受けて作成した公の議論の場を提供するプログラムで、マサチューセッツ弁護士会が開始。
- State-wide conferences：小中学校教師、アドミニストレーター、カリキュラム専門家、少年裁判担当官、および法教育コミュニティの人材等を対象。
- Speaker's Bureaus：特定のトピックについて専門性を有するボランティア弁護士を、学校、コミュニティグループおよび市民団体に紹介する。
- Court Tours：生徒が話し合いの場や実際の裁判を見学することが出来る。コネチカット州では、57,000人以上の学生がこのプログラムに参加した。
- Peer Mediation and Conflict Resolution Programs：小中学校の生徒に仲裁を通じて争いを解決する方法を教える。
- カリキュラム教材、教師、生徒および市民向けのウェブサイト、参考書籍およびビデオ：弁護士会が支援する活動を紹介。大人に必要な権利と責任に関するパンフレットの提供など。

これらの取り組みを監督および支援するため、各弁護士会はさまざまな組織的戦略を持っている。多くの弁護士会は IOLTA (Interest on Lawyers Trust Accounts: 弁護士信託勘定利息) から資金を収集している。若い弁護士も学校をベースにしたプロジェクトでの主要な人材である。また、弁護士会の委員会 (Bar committees) は、弁護士、裁判官そして時には教育者も巻き込み、プログラムの計画および実施の調整で先駆的役割を果たしている。このような取り組みはぜひ日本でも行うべきである。

IV. 州および地元の弁護士会の活動は素晴らしいものであり、私の公教育部門もその業績を非常に誇りにしている。公教育部は、弁護士会と学校との調整役として活動するよう努めており、両者は決して敵対関係にあるのではなく協力していくべきであると主張してきた。こうして得た現在の確固たる協力関係を非常にうれしく思っている。

公教育部の使命は、市民の法と法の社会での役割についての理解を促進することである。毎年、90 万ドルを超える収益を得て、2500 万人以上のアメリカ人に対してプログラム活動を行っている。プログラムの主な目的は、市民の法、法制度そして法曹界に対する理解の促進と、弁護士および裁判官が法の理解促進に利用できる教材やその他のリソースを提供することである。全てのプログラムの目的と対象者ははっきりと定義されており、これは戦略計画にも明示してあるとおりである。使命達成の手段として、教育プログラム、会合、会議、情報サービス、コンテスト等を実施している。これらの取り組みの詳細は、公教育部のパンフレットに記載してある。

公教育部のプログラムは、大学より前のレベルの学校および生涯学習を行う機関を対象としている。授業での法教育を効果的に行うため、教育者に知識及びスキルを提供したり、市民、市民以外の人々、青少年、有権者、消費者などのエンドユーザーである「一般市民」に向けたプログラムも実施している。様々な組織とのパートナーシップを組んで質の高いプログラムを提供する取り組みも継続して行われている。

公教育部の活動は ABA 公教育に関する常任委員会と諮問委員会の指導のもと行われている。常任委員会は 15 名の弁護士で形成されているが、様々な分野を代表する 14 名の諮問委員の支援も重要な役割を果たしている。また、公教育部は、ABA のリーダーからの継続的な支援とスタッフの安定したリーダーシップにも恵まれている。私が公教育部で働き始めて 24 年経つ。教育、法および人文学などの専門的知識を有する 16 人のスタッフがおり、めまぐるしく変化する環境のなかで徹底的かつ包括的なプログラムを持続的に提供できる必要不可欠な要素となっている。

公教育部の資金はまず、スタッフおよびオフィス運営の費用にあてられる。そして、助成金、出版物からの収益、会議登録料などから得る 90 万ドルの収入は積極的にプログラム運営に使用される。

V. どのプログラムにも課題となるのが、支持層あるいは対象者のニーズの変化、より実務的には、教育分野での発展への対応である。私たちの 3 つの取り組みを紹介したい。

A.P. カールトン現 ABA 会長は ABA 戦略計画の見直しを率先して行った。これから先、ABA は組織としてプログラムへの取り組みの中でいかに専門家への支持を促進していくかを示さなければならない。

- 市民の法制度への理解と信頼を確立する
- 法律専門家および法制度に対する誤ったあるいは不正確な認識やイメージを是正する

- ・ 民主主義における「法の支配」を理解および尊重するよう青少年を教育する
- ・ 法律による支援がどのようなとき必要となるのか分かるよう、市民に情報を提供する
- ・ 弁護士に、顧客に通告しておくべき重要な法的問題としてどのようなものがあるか、情報を提供する
- ・ 弁護士と裁判官が法制度について市民を教育する際に使用できる教材を作成する
- ・ 法と法制度について公に議論できる場やリソースを提供する

多くの委員会会合で、部のプログラムの資金調達のために既存のものとは別の戦略を考慮するようになった。現在議論中の案は以下の通りである：

- ・ 特定のプログラムへの企業献金
- ・ 公教育部の「同士」からの資金調達を強く求める
- ・ 現在の経済環境は微妙で見通しのつかないものであり、レオン・ジャウォルスキーの寄付金の活用についても考えていく必要がある。

最後に、9.11の悲劇はアメリカの市民教育に新たな関心を生んだ。2002年9月17日、ジョージ・ブッシュ大統領は3つのイニシアティブを発表した。それは「米国の学生が我が国の歴史についてより良く学び、市民活動へより参加し、偉大な我が国をさらに愛するようになる」ことである。

これを受け、ABAも全国の学校でこのプログラムの効果が最大限に現れるよう活動していくつもりである。The Center for Information and Research on Civic Learning and Engagement (CIRCLE)とニューヨークのカーネギー社が Corporation for Nation and Community Service を顧問として、効果的かつ実行可能な市民教育プログラムの確実なデータ、証拠および要素に基づいた一連の会合を開いた。ABA 常任委員会と諮問委員会は今後の取り組みにおける ABA の最も戦略的な立場を決定すべく、これらの会合での取り組みを十分に検討している。ここで重要なのは、われわれの取り組みは、教育を活動の主体としないある専門組織がこれらの議論に関与してきたことで、これは ABA の 80 年以上にわたる法教育/市民教育への重要かつ尊重された貢献にも現れている。

以上